

津山圏域衛生処理組合行政財産使用料徴収条例

平成26年11月1日

津山圏域衛生処理組合条例第4号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定による津山圏域衛生処理組合(以下「組合」という。)の行政財産の使用料(以下「使用料」という。)については、別に定めのある場合を除き、この条例の定めるところによる。

(準用)

第2条 組合の使用料の徴収に関する事項については、津山市行政財産使用料徴収条例(昭和62年津山市条例第2号)を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。